

仕 様 書

1 件名

トナーカートリッジ等の購入

2 購入物品の種類・仕様・数量

No.	種 類	仕 様	数 量	参考製品・型番
1	大容量トナーカートリッジ（ブラック）	・ 8000 枚の印字が可能であること ・ 沖データ製レーザープリンタ C610dn2 で使用可能であること	35 個	沖データ TNR-C4FK2
2	有線マウス	・ 有線であること ・ 静音設計であること ・ コネクタ形状：USB (A) オスであること ・ 黒色であること ・ 光学センサーが BlueLED であること	20 個	エレコム M-BL27USBK
3	HDMI ケーブル	・ ケーブル長が 5m であること ・ ケーブル両端が HDMI タイプ A コネクタであること ・ PREMIUM HDMI 認証品であること	3 本	サンワサプライ KM-HD20-P50

※上記 1 については再生品も可とする。ただし、再生品の場合は日本カートリッジリサイクル工業会が定める「E&Q」マークを取得した製品であること。また、再生品に起因する不具合があった場合には、無償で迅速に修理等の対応を行うこと。

※上記 1～3 の調達物品は未使用のもの（上記 1 のうち再生品の場合は、再生品として未使用のもの）であること

※グリーン購入法の基準に適合するものであること（グリーン購入法の対象製品に限る）

3 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

令和元年 9 月 30 日（月）

(2) 納入場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 18 階

公正取引委員会事務総局官房総務課情報システム室

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和元年 8 月 29 日（木）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 14 階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

F A X : 03-3581-2951

E-mail : open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(7) 見積書（消費税込みの総額を明示）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 納入予定の製品が仕様を満たすことを証するカタログ等の資料（上記 2 の参考製品以外の製品を納入予定の場合（2 の No. 1 で再生品を納入する場合を含む）。この場合、令和元年 8 月 28 日（水）正午までに提出すること。）

エ 提出方法

持参、郵送、F A X 又は電子メール

F A X 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は、受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって、別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとす

る。

5 問い合わせ先

(1) 手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房総務課情報システム室

電話：03-3581-3388

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。